

<H26. 6. 4公布>

<H26. 9. 30閣議決定>

<H26. 10. 22要請通知>

担い手3法の改正(全会一致)

- 公共工事品質確保法
- 入札契約適正化法
- 建設業法

- 基本方針の改正
- 適正化指針の改正

公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、

- 適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 発注の見通しに関する事項を公表する義務

等がある。

今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者は

- I、II
- III

に掲げる措置を講ずることが必要。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○適正な予定価格の設定

- 市場における最新の実勢価格を反映して適正に積算
(担い手確保のための適正利潤の確保)
- 特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は
厳に行わない(品確法違反であり、今後、実態を調査)
- これらを踏まえ、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに実施

○ダンピング対策の強化

- 入札金額の内訳(新たに発注者への提出を義務付け)を適切に確認
- 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底
- いずれの制度も未導入の場合は、早急に導入に向けて検討
(今後、必要に応じ要請)

○適切な契約変更の実施等

- 実際の工事現場の状態を踏まえ、必要に応じ、適切に設計図書を変更
- 工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変更契約を適切に締結

○社会保険等未加入業者の排除

- 定期の競争参加資格審査等を通じた公共工事の元請からの排除
- 元請による未加入業者との下請契約締結の禁止、未加入業者を確認した際の
許可行政庁への通報等により、下請も含めて排除

○施工体制の把握の徹底

- 施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を
把握し、必要に応じて元請に指導等

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用

- 段階的選抜方式の活用

○低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

- 低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、
契約締結後に公表

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

- 入札に関する情報管理の徹底、公正な競争の促進
- 予定価格の作成時期を入札書提出後とすること等

○不良・不適格業者の排除

- 暴力団排除条項の整備・活用

○発注者としての体制の補完

- CM方式等外部機関による支援の活用
- 市町村の入札契約改善への都道府県の積極的支援

等

III. 情報の公表を
行わなければならない事項

○発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

IV. その他公共工事の入札及び契約
に関する留意事項

○公共工事の円滑な施工確保

○発注者の責務(I以外)

- 見積の徴収及び当該見積を活用した積算
- 計画的な発注及び適切な工期の設定